

○少年補導員制度運営要綱の制定について(通達)

平成14年2月22日

熊少第44号

少年補導員については、「少年補導員運営要綱の制定について」(昭和43年3月21日付け熊防第1094号例規。以下「旧要綱」という。)により運用しているところであるが、少年補導員の活動を効果的に推進するため、このたび新たに別添のとおり、「少年補導員制度運営要綱」を制定し、平成14年4月1日から実施することにしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、旧要綱は、同日付けをもって廃止する。

別添

少年補導員制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年補導員(以下「補導員」という。)制度の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 委嘱

- 1 警察署長(以下「署長」という。)は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、補導員を委嘱するものとする。この場合において、署長は、交番及び駐在所の所管区域を考慮するなど特定の地域居住者に偏らないよう配慮するとともに、原則として少年指導委員との兼任は避けるものとする。
 - (1) 人格及び行動に社会的信望を有すること。
 - (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
 - (3) 身体的、年齢的に実行力を有すること。
 - (4) 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
 - (5) 地域の実情に精通していること。
 - (6) 管轄区域内に居住していること。
- 2 署長は、補導員を委嘱するときは、委嘱状(別記様式第1号)を交付して行うものとする。
- 3 署長は、補導員を委嘱したときは、警察署ごとの一連番号を付した少年補導員証(別記様式第2号)を交付するものとする。
- 4 署長は、補導員に対し、少年補導員記章(別図第1)、少年補導員手帳(別図第2)、少年補導員腕章(別図第3)及び少年補導員標識(別図第4)を貸与するものとする。

- 5 署長は、補導員を委嘱するときは、あらかじめ少年補導員委嘱通報書（別記様式第3号）により、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）に通報するものとする。ただし、再委嘱された補導員にあっては、6の少年補導員名簿の写しを送付することをもって通報に代えることができる。
- 6 署長は、少年補導員名簿（別記様式第4号）を備え付け、異動のあるごとに必要な事項を記入するものとする。

第3 活動

- 1 補導員は、日常生活を通じて、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 少年の保護及び少年相談に関すること。
 - (2) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）に定める非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年の早期発見・補導及び必要な継続補導に関すること。
 - (3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
 - (4) 非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。
 - (5) 少年の社会参加活動、スポーツ活動その他少年の健全育成活動に関すること。
- 2 補導員は、前1の活動を行うに当たっては、少年補導員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4 任期

- 1 補導員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 2 欠員により新たに委嘱した補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 定数

警察署ごとの補導員定数の基準は、別表のとおりとする。

第6 解嘱等

- 1 署長は、補導員が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 第2の1に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 補導員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 署長は、補導員を解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。ただし、これによることができないときは、解嘱通知書を交付することなく解嘱することができるものとする。
- 3 署長は、2の解嘱をしたときは、解嘱通知書の写しを少年課長に送付するものとする。
- 4 署長は、補導員から辞職の申出があったときは、これを承認するものとする。
- 5 署長は、補導員が、その身分を失ったときは速やかに少年補導員証、少年補導員記章、少年補導員手帳、少年補導員腕章及び少年補導員標識を返納させるものとする。

第7 研修

署長は、補導員の活動が積極的に推進されるよう、参考資料の配布、研修会の開催等、その任務の遂行に必要な知識技能の向上を図るよう努めるものとする。

第8 運用

署長は、次の事項に留意し、補導員の効果的運用に努めなければならない。

- (1) 補導員の活動が、委嘱した警察署の管轄区域外に及ぶときは、当該活動区域を管轄する警察署との協力体制の確保に努めること。
- (2) 補導員が、第3の1に掲げる活動を行ったときは、その状況等を署長に積極的に通報させるものとする。
- (3) 補導員の運用に当たっては、自治体が委嘱する少年補導員等の少年非行防止ボランティアとの緊密な連携を配意するものとする。

第9 連絡協調

交番及び駐在所勤務員は、所管区域内で活動又は居住する補導員と緊密な連携を保持するとともに、通常の勤務を通じて補導員の活動に協力するものとする。

第10 通報事案の処理等

- 1 署長は、補導員からその任務に関する通報を受けたときは、通報内容に応じて通報カード（別記様式第6号）に記載し、その処理結果を当該補導員に連絡するものとする。
- 2 署長は、補導員から少年相談に係る通報を受けたときは、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年熊本県警察本部訓令第16号）の定めるところに従い処理しなければならない。
- 3 署長は、補導員に、継続補導を委託するときは、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 保護者から依頼されたものであること。
 - (2) 非行防止上特に必要と認められ、かつ、補導員の継続補導について保護者等当該少年を現に監護している者の承諾が得られたものであること。

第11 少年警察ボランティア連絡協議会

- 1 補導員の知識技能の向上を図るとともに、警察署管轄区域内における非行防止対策の効果的実施について協議するため、警察署単位に、その管轄区域に居住する補導員（少年指導委員が配置されている警察署にあつては、少年指導委員を含む。）をもって地区少年警察ボランティア連絡協議会を組織する。
- 2 警察署単位に設置された地区少年警察ボランティア連絡協議会をもって県少年警察ボランティア連絡協議会を組織する。

第12 その他

この要綱施行の際、現に旧要綱に基づき委嘱されている少年補導員については、この要綱に定める少年補導員とみなす。

※ 別表、別図、別記様式（略）